

2022 年度春季規約改正案

① 規約 第一条

変更前

本連盟は、関東大学将棋連盟と称する。

変更後

- (1) 本連盟は、関東大学将棋連盟と称する。
- (2) 本連盟の所在地は理事長の住所とする。
- (3) 本連盟の設立年月日は 2008 年 4 月 1 日とする。

変更理由

関東大学将棋連盟名義で口座を維持管理するために団体の所在地と設立年月日を定める必要があったため。

②規約 第三十七条

変更前

本規約の改正は、幹事過半数の出席を得た幹事会で、出席幹事の三分の二の決議により行なわれる。ただし、第十九条(2)に基づき、専決処理を認める。

変更後

本規約の改正は、幹事過半数の出席を得た幹事会で、出席幹事の三分の二の決議により行なわれる。ただし、第十八条(2)に基づき、専決処理を認める。

変更理由

参照する条項に誤りがあったため。

③ 内規 対局規定 (12)

変更前

参加資格は各棋戦において特別な記載がある場合を除き、関東地区に存する(山梨県を含む)大学の在學生とする。以下の各号に掲げる者は参加資格を有しない。

1 大学院生

2 予備校生

3 棋士、元棋士、指導棋士、奨励会員

4 十八歳に満たない者

但し、飛び級入学した大学生は参加資格を有する。

5 休学生

6 大学に七年以上在籍している者

但し、不可抗力による休学や留学等の正当と思われる事由により七年以上大学に在籍している者は、理事長による承認があれば当該年度の参加資格を付与されるが、その際に事由を証明する文書或いは そのコピーの提示を求められた場合はこれに応じなければならない。

変更後

参加資格は各棋戦において特別な記載がある場合を除き、関東地区に存する（山梨県を含む）大学の在學生とする。以下の各号に掲げる者は参加資格を有しない。

1 大学院生

2 予備校生

3 棋士、元棋士、指導棋士、奨励会員

4 十八歳に満たない者

但し、飛び級入学した大学生は参加資格を有する。

5 休学生

6 大学に七年以上在籍している者

7 女流棋士、元女流棋士

但し、不可抗力による休学や留学等の正当と思われる事由により七年以上大学に在籍している者は、理事長による承認があれば当該年度の参加資格を付与されるが、その際に事由を証明する文書或いは そのコピーの提示を求められた場合はこれに応じなければならない。

変更理由

女流棋士、元女流棋士に対する記載が今まで抜けていたため

④ 内規 全日本学生将棋連盟選抜規定（2）のイ

変更前

出場資格は、本連盟加盟団体の六回生までとする。また、本棋戦に既に四回出場したる者は、参加資格を有しないものとする。

変更後

出場資格は、~~本連盟加盟団体の六回生までとする。参加資格を有する者は対局規定（12）に基づく。~~また、本棋戦に既に四回出場したる者は、参加資格を有しないものとする。本連盟加盟団体以外の参加者が全日本学生将棋連盟主催の棋戦の関東代表に選出された場合は、全日本学生将棋連盟の指定する参加費によって、その参加は認められる。

変更理由

参加資格を有する者についての表記を統一するべきと考えたため

⑤ 内規 棋戦細則（1）のロ

変更前

参加資格は、《対局規定》(12)に基づく。但し、本連盟加盟団体以外の者に対しては、指定の参加費によって、その参加は認められる。また、本連盟加盟団体以外の参加者が全日本学生将棋連盟主催の棋戦の関東代表に選出された場合は、全日本学生将棋連盟の指定する参加費によって、その参加は認められる。

変更後

参加資格は、《対局規定》(12)に基づく。但し、本連盟加盟団体以外の者に対しては、指定の参加費によって、その参加は認められる。~~また、本連盟加盟団体以外の参加者が全日本学生将棋連盟主催の棋戦の関東代表に選出された場合は、全日本学生将棋連盟の指定する参加費によって、その参加は認められる。~~

変更理由

出場資格についての表記を統一するべきと考えたため

⑥ ソフト指しに関する規定

対局規定への追記

(13) 対局中は所持する電子機器の電源を切るものとし、離席時の電子機器の携帯は認めない。違反が発覚した場合は代表委員会が警告を行う（警告二回で失格）

(14) 本連盟公式戦の大会は原則的に対面での開催を推奨する。しかし、対面開催が困難な事由が生じた場合はオンラインでの開催を認める。

ソフト指しに関する規定

0. ソフト指しとは将棋ソフトを使用し、その候補手を参照しながら対局することである
1. 本規程は、全日本学生将棋連盟主催の学生名人戦、団体対抗戦、学生十傑戦、及びその他の棋戦(各地区大会を含む)がオンラインで行われた場合においてこれを適用する。
2. ソフト指しの判定は、対局者からの調査依頼があった場合に、以下の基準に基づき代表委員会（地区大会の場合は各地区の理事）によって行われる。
3. ソフト指しの調査依頼可能期間は各地区連盟が決定する。
4. ソフト指しの判定は本連盟で策定された基準に基づいて行う。また、不正防止のため基準は非公開とする。
5. ソフト指しの疑義を掛けられた者は、対局風景映像などの証拠提出がある場合、疑義に抗議をすることを認められる。
6. ソフト指しが認定された場合、違反者は当該対局を失格処分となるだけでなく、本連盟が主催する大会への参加資格を永久的に失う。また、違反者の所属大学は本連盟主催大会への参加資格を一年間失う。

変更理由

ソフト指しに関する規定が全日本学生将棋連盟で採択されたため。